

第 5 部 資料編

1 策定経過

年月日	内容
2019(令和元)年 5月 8日	定例課長会で策定方針説明
2019(令和元)年 6月 12日,13日	総合計画策定委員会並びに総合計画策定委員説明会
2019(令和元)年 7月 3日～9日	前期検証シート並びに後期立案シートに関するヘルプデスク実施
2019(令和元)年 7月 19日	第1回行財政活性化推進委員会 総合計画見直しに関する説明
2019(令和元)年 7月 30日～9月 13日	総合計画策定委員会 (7つの部会で基本計画素案策定作業)
2019(令和元)年 8月 1日～8月 19日	市民アンケート調査 (対象者:20歳以上の市民2,000人、回収率:40.1%)
2019(令和元)年 9月 20日	第1回総合計画検討委員会(基本計画素案検討(11施策))
2019(令和元)年 9月 24日	第2回総合計画検討委員会(基本計画素案検討(12施策))
2019(令和元)年 9月 26日	第3回総合計画検討委員会(基本計画素案検討(14施策))
2019(令和元)年 9月 30日	第4回総合計画検討委員会(基本計画素案検討(10施策))
2019(令和元)年 10月 1日	第5回総合計画検討委員会(基本計画素案検討(8施策))
2019(令和元)年 11月 1日	第6回総合計画検討委員会(基本計画素案再検討(15施策))
2019(令和元)年 11月 18日	第7回総合計画検討委員会(基本計画素案再検討(13施策))
2019(令和元)年 11月 19日	第8回総合計画検討委員会(基本計画素案再検討(18施策))
2019(令和元)年 11月 20日	第9回総合計画検討委員会 (基本計画素案再検討(9施策)、重点プロジェクト検討)
2019(令和元)年 11月 25日	第2回行財政活性化推進委員会 (総合計画基本計画素案に関する質疑)
2019(令和元)年 11月 29日～12月 26日	パブリックコメント実施(44件(5名))
2019(令和元)年 12月 20日	市議会全員協議会へ素案報告
2020(令和2)年 1月 17日	定例課長会で説明
2020(令和2)年 3月	市議会全員協議会へ報告

2 第2期臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2次総合計画の基本構想、基本計画の一部を総合戦略と位置づけ、総合計画でまとめた臼杵市がめざすべき方向について、特に、人口減少・少子高齢化に対応する取組みを具体化し実施するものです。

◆人口ビジョン	◆総合戦略(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度の5か年) ※KPI・・・Key Performance Indicator(重要業績評価指標)の略			
中長期展望 (2060年を 視野)	将来 のまち の姿	臼杵市の 理念	臼杵市総合戦略の 重点プロジェクト (政策成果目標及び数値目標)	主な施策及び業績評価指標(KPI※)
<p>人口減少 問題の克服</p> <p>◎2040年: 約31,600人 ◎2060年: 約27,500人</p>	<p>日本の心が息づくまち臼杵「おだやかさとたくましさ」を未来へつなぐ 100年後も持続可能なまちをめざして</p>	<p>●うすきの資源を活かした 産業の振興</p> <p>●移住・定住による 「うすき暮らし」のすすめ</p> <p>●安心して子どもを産み、 子育てできる環境づくり</p>	<p>(Ⅰ) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</p> <p>KPI: ◇雇用創出数: 2025年までの 5年間累計で350人</p> <p>(Ⅱ) 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>KPI: 社会動態の均衡 (市外への転出者と 市内への転入者の均衡) を目指す。</p> <p>(Ⅲ) 若い世代の結婚・ 出産・子育ての希望を かなえる</p> <p>KPI: ◇この地域で子育てしたいと思う 親の割合:96%→97%</p> <p>◇合計特殊出生率:1.8 ◇30～34歳未婚率: 男性44% 女性34% ◇40歳前半 既婚女性 子ども 2.24人</p> <p>(Ⅳ) ひとが集う、安心 して暮らすことができる 魅力的な地域をつくる</p> <p>KPI: ◇臼杵市の満足度:2.0点</p> <p>◇健康寿命: 男性80.45歳 女性84.03歳</p>	<p>1. 臼杵の資源を活かしたほんまもん農業・漁業・林業・商業の振興、雇用の拡大</p> <p>1) 「有機の里うすき」の実現プロジェクト 2) 自然エネルギー資源を活用した循環型の臼杵づくり 3) 豊後水道の恵み、ほんまもん漁業の振興 4) 400年以上の歴史を育んできた商業の町の再興 5) 地場へ力を注いできた100年企業と新規企業(産業)の相乗効果による経済活力</p> <p>2. ふるさと「うすき」を全国に、そして世界に知ってもらうための戦略</p> <p>1) 「うすき」にあるものを発信し、臼杵と人をつなぐ</p> <p>3. 臼杵ブランドの確立(6次産業化の推進)</p> <p>1) 特産品の開発・販路拡大</p> <p>1. ふるさと臼杵Uターンによる「うすき暮らし」の推進</p> <p>1) 移住・定住支援事業 2) ふるさと臼杵Uターン推進及び関係人口創出(臼杵に移住したくなるプロジェクト) 3) 高等学校・大学等における人材育成</p> <p>2. 観光戦略推進による交流人口アップ</p> <p>1) 歴史・文化・自然環境など地域資源の魅力発信 2) おもてなしの環境づくり</p> <p>1. 安心して産み育てる「臼杵で子育て中」の充実</p> <p>1) 子育て満足度アッププラン 2) 働くママ・パパ応援プラン 3) 「臼杵産」安心安全でおいしい食材で育つ「健やか臼杵っこ」</p> <p>2. 夢と希望を叶える婚活の推進</p> <p>1) 婚活プロジェクト</p> <p>3. 学校・家庭・地域で心のかよいう交流を通して「生きる力」を身につける学びの推進</p> <p>1) 誠実にたくましく「生きる力」を身につけるための教育の実施 2) ふるさと臼杵に誇りと愛着・希望を持った「臼杵大好き臼杵っこ」をまち全体で育てる教育の実践</p> <p>1. みんながつながり支えあう地域の絆づくり</p> <p>1) 地域内の交流・地域間の交流の促進 2) 医療ITインフラを活用した医療保健介護サービスの充実 3) 「食」と「健康」を通じた生活習慣の改善 4) 高齢になっても安心して暮らせる基盤整備</p> <p>2. 大学や企業等との連携を強化・推進した地域の絆づくり</p> <p>1) 臼杵にある地域資源を活用した連携 2) 大学や企業の新たな風を取り込み、地域を活性化</p> <p>3. 地域と地域を連携し、臼杵に人が集まる取組み</p> <p>1) 数百年にわたって受け継いできた歴史や文化を通じた市町村間の連携 2) 九州・四国など広域で地域をつないで魅力を発信 3) 広域行政の実現</p>

3 第2次臼杵市総合計画後期基本計画とSDGsの関係

(1) SDGsとは

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、持続可能な開発目標のことです。2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。そこでは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上で「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであるといわれています。

■SDGsが定める17のゴール



以下は17のゴールの説明ですが、外務省の仮訳をもとに一部加工したものです。

17のゴール	ゴールの説明
目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4(教育)	すべての人へ包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12(持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14(海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 日本政府における取組

国も SDGs に積極的に取り組んでいます。豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献し、SDGs の力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示すことをうたっています。また、『SDGs アクションプラン 2020』では、SDGs 実施指針のもと、今後 10 年を 2030(令和 12)年の目標達成に向けた「行動の 10 年」とすべく、2020(令和 2)年に実施する具体的な取組が盛り込まれています。国内における実施のほか、国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本の SDGs モデル」の展開を加速化しています。

1. ビジネスとイノベーション ～SDGs と連動する「Society5.0」の推進
2. SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり
3. SDGs の担い手としての 次世代・女性のエンパワーメント

(3) 第 2 次臼杵市総合計画と SDGs の関連

臼杵市で策定した第 2 次総合計画の「施策の方針」と SDGs における 17 のゴールを紐づけしたものが以下の通りです。臼杵市の総合計画の体系に 17 のゴールすべてを関連づけていますが、今後さらに精緻化していきます。なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) が、SDGs の各ゴールを自治体行政が果たし得る役割に基づき再定義し、ターゲットを選定しています。そこでは、17 ゴール(目標)のほか、93 ターゲット、148 指標が設定されています。臼杵市においては、今後、SDGs のゴールやターゲットを意識しながら施策を推進します。

■施策の方針と17のゴールとの関連



4 策定体制

(1) 臼杵市行財政活性化推進委員会設置要綱

平成18年2月15日

訓令第4号

改正 平成22年9月28日訓令第11号

平成29年4月3日訓令第6号

(設置)

第1条 本市の行財政改革を推進し、市民のお役に立つ簡素で効率的な行財政運営を図るために、広く市民の意見を反映させることを目的に臼杵市行財政活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、意見を述べ、助言等を行う。

- (1) 行財政改革に関する大綱及び実施計画に関すること。
- (2) 行財政改革の進行管理に関すること。
- (3) 行政評価に関すること。
- (4) 臼杵市総合計画に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、市民並びに市政運営について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりそれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務経営課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月15日から施行する。

附 則(平成22年9月28日訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年4月3日訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(2) 行財政活性化推進委員会委員名簿

【行財政活性化推進委員会委員】

No	委員会職名	氏名	所属・役職	区分
1	委員長	福谷 正信	立命館アジア太平洋大学 国際経営学部 名誉教授	学識経験者
2	委員	大塚 州章	臼杵市議会 総務委員長	臼杵市議会代表
3	〃	齋藤 勝美	臼杵市自治会連合会 会長	自治会関係代表
4	〃	野見山 準五	上北小学校 校長	教育関係代表
5	〃	石井 哲也	臼杵市 PTA 連合会 会長	教育・子育て関係代表
6	〃	武口 秀樹	臼杵商工会議所 専務理事	商工業関係代表
7	〃	甲斐 育子	大分県農業協同組合野津事業部	農業関係代表
8	〃	小松 米子	大分県漁業協同組合臼杵支部	漁業関係代表
9	〃	笹山 昭義	臼杵市民生児童委員協議会 会長	福祉関係代表
10	〃	足立 耕司	株式会社 大分銀行臼杵支店 次長	金融関係代表

(※委員長以外は順不同、敬称略)

【事務局】

No	氏名	所属・役職
1	荻野 浩一	財務経営課長
2	内藤 健治	財務経営課 財政経営グループ 課長代理
3	望月 亮一	財務経営課 財政経営グループ 副主幹
4	清水 香	財務経営課 財政経営グループ 主査
5	宮崎 碧	財務経営課 財政経営グループ 主査
6	矢田 健太郎	財務経営課 財政経営グループ 主査
7	板井 伸之介	財務経営課 財政経営グループ 主査

(3) 臼杵市総合計画検討委員会規程

平成 17 年 1 月 1 日

訓令第 5 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日訓令第 69 号

平成 17 年 11 月 30 日訓令第 86 号

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 3 号

平成 22 年 9 月 17 日訓令第 10 号

平成 25 年 9 月 20 日訓令第 13 号

平成 29 年 4 月 3 日訓令第 6 号

平成 31 年 3 月 27 日訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 臼杵市は、総合計画を検討するため、臼杵市総合計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、原案の臼杵市総合計画を、臼杵市の将来展望を見据えた上で総括的に検討する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、総合計画の試案を検討し、市長に提出するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 副委員長は、教育長をもって充てる。

6 委員は、政策監、教育次長、統括課長、議会事務局長及び消防長等をもって充てる。

7 委員長は、委員会の目的達成について、指導及び助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

8 アドバイザーは、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、秘書・総合政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日訓令第 69 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 30 日訓令第 86 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 17 日訓令第 10 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 20 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 3 日訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日訓令第 2 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 検討委員会名簿

【検討委員会委員】

No	委員会職名	氏名	所属・役職
1	委員長	田村 和弘	副市長
2	副委員長	斎藤 克己	教育長
3	委員	藤原 裕次	政策監(総務担当)
4	〃	加島 和弘	政策監(企画担当)
5	〃	佐藤 一彦	政策監(産業担当)兼産業振興課長
6	〃	甲斐 尊	教育次長兼教育総務課長
7	〃	三原 徹	消防長
8	〃	東 弘樹	議会事務局長
9	〃	高野 卓之	会計管理者兼会計課長併契約検査課長
10	〃	柴田 監	総務課長
11	〃	荻野 浩一	財務経営課長

【事務局】

No	氏名	所属・役職
1	平山 博造	秘書・総合政策課 課長
2	吉良 猛	秘書・総合政策課 企画グループ 課長代理
3	佐藤 靖寿	秘書・総合政策課 企画グループ 課長代理
4	小嶋 佳希	秘書・総合政策課 企画グループ 主幹
5	狭間 隆則	秘書・総合政策課 企画グループ 主幹
6	花崎 成巳	秘書・総合政策課 企画グループ 副主幹
7	堤 大地	秘書・総合政策課 企画グループ 主任
8	佐護 慶一郎	秘書・総合政策課 企画グループ 主事

(5) 臼杵市総合計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 17 日

訓令第 8 号

改正 平成 25 年 9 月 1 日訓令第 12 号

平成 26 年 1 月 23 日訓令第 1 号

平成 29 年 4 月 3 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 臼杵市の自然、歴史、文化などの資源を未来のために活かすことができるまちを実現するための総合計画の策定及び施策を総合的に推進するため、総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。

- (1) 総合計画を策定すること
- (2) 市民ニーズの実態についての調査分析に関すること
- (3) 事業実施に係る連絡調整に関すること
- (4) その他まちづくりのために必要と認められること

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を処理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 副委員長は、秘書・総合政策課長をもって充てる。

6 委員は、責任者及び作業委員で構成し、市民及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

7 責任者は、作業委員の立案した計画を統括するとともに責任者同士の連携を図り、総合的に計画策定を推進するものとする。

8 作業委員は責任者の指示により計画立案を行うものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期はその目的を達成したときまでとする。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 策定委員会の事務局は、秘書・総合政策課に置き、全体の連絡調整を行う。

2 責任者を事務局の補佐とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 1 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 23 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 1 月 23 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 3 日訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(6) 策定委員会名簿

【策定委員会役職】

No	委員会職名	氏名	所属・役職
1	委員長	田村 和弘	副市長
2	副委員長	平山 博造	秘書・総合政策課 課長

【策定委員会委員】

No	氏名	職名	部会
1	佐藤 一彦	政策監(産業担当)兼産業促進課長 兼サーラ・デ・うすき館長	産業・観光(部会長)
2	甲斐 尊	教育次長兼教育総務課長	学び(部会長)
3	荻野 浩一	財務経営課長	行政経営・議会(部会長)
4	平山 博造	秘書・総合政策課長	地域の絆(部会長)
5	杉野 等	保険健康課長	健康福祉(部会長)
6	小長 範幸	水道事業所長併上下水道工務課長 併公共下水道終末処理場長	社会基盤(部会長)
7	小坂 幸雄	部落差別解消推進・人権啓発課長	生活環境(部会長)
8	中尾 敬	総務課参事兼防災危機管理室長	防災(部会長)
9	江川 徹	総務課 総務情報グループ 課長代理	社会基盤
10	佐世 善之	総務課 人事職員管理グループ 総括課長代理	行政経営
11	荻野 健	総務課防災危機管理室 室長代理	防災
12	内藤 健治	財務経営課 財政経営グループ 課長代理	行政経営
13	宮崎 碧	財務経営課 財政経営グループ 主査	学び
14	板井 伸之介	財務経営課 財政経営グループ 主査	健康福祉
15	久原 哲也	財務経営課 公有財産経営グループ 課長代理	行政経営
16	桑原 昇造	財務経営課 公有財産経営グループ 課長代理	防災
17	望月 裕三	秘書・総合政策課 秘書広報グループ 総括課長代理	社会基盤
18	広瀬 隆	秘書・総合政策課 協働まちづくりグループ 課長代理	地域の絆
19	高橋 淳子	市民課 広聴グループ 総括課長代理	生活環境
20	阿南 哲也	税務課 特別収納推進室長	行政経営
21	二宮 貴司	環境課 環境グループ 総括課長代理	生活環境
22	齋藤 正雄	部落差別解消推進・人権啓発課 部落差別解消推進・ 男女共同参画・人権啓発グループ 総括課長代理	生活環境
23	川辺 みさご	保険健康課 健康推進グループ 課長代理	健康福祉
24	亀井 寛美	高齢者支援課 高齢者支援グループ 課長代理	健康福祉
25	芳山 小百合	子ども子育て課 母子保健グループ 総括課長代理	健康福祉
26	若林 英樹	福祉課 社会福祉グループ 課長代理	健康福祉
27	竹尾 智明	都市デザイン課 都市住宅施策グループ 総括課長代理	地域の絆

No	氏名	職名	部会
28	広田 弘幸	都市デザイン課 都市計画・施設整備グループ 課長代理	社会基盤
29	村上 和	建設課 土木グループ 総括課長代理	社会基盤
30	安東 昌文	産業促進課 商工・観光連携グループ 総括課長代理	産業・観光
31	藤本 健次	おもてなし観光課 観光振興グループ 課長代理	産業・観光
32	田中 啓市	上下水道管理課 総務グループ 総括課長代理	社会基盤
33	小野 憲吾	上下水道工務課 下水道工務グループ 総括課長代理	社会基盤
34	若林 ミエ	市民生活推進課 総務調整グループ 課長代理	産業・観光
35	平川 輝信	農林振興課 農業振興グループ 総括課長代理	産業・観光
36	長野 邦博	農林振興課農林基盤整備室 総括室長代理	生活環境
37	三重野 恵介	農林振興課農林基盤整備室 室長代理	防災
38	合澤 純子	農林振興課有機農業推進室 総括室長代理	産業・観光
39	山崎 鉄夫	会計課 出納管理グループ 総括課長代理	行政経営
40	山木 哲男	議会事務局 次長	行政経営
41	川辺 宏一郎	選挙管理委員会事務局 次長	行政経営
42	長野 政元	農業委員会事務局 次長	産業・観光
43	麻生 幸誠	教育総務課 教育総務グループ 総括課長代理	学び
44	瀧澤 愛	学校教育課 学校教育グループ 総括課長代理	学び
45	安藤 隆文	社会教育課 社会教育グループ 総括課長代理	学び
46	神田 高士	文化・文化財課文化財研究室 室長	学び
47	赤波江 美穂	学校給食課 野津学校給食運営グループ 副主幹	健康福祉
48	廣戸 隆宏	消防本部総務課 庶務グループ 課長代理	生活環境
49	甲斐 博明	消防本部予防課 予防グループ 課長代理	防災

【事務局】

No	氏名	所属・役職
1	吉良 猛	秘書・総合政策課 企画グループ 課長代理
2	佐藤 靖寿	秘書・総合政策課 企画グループ 課長代理
3	小嶋 佳希	秘書・総合政策課 企画グループ 主幹
4	狭間 隆則	秘書・総合政策課 企画グループ 主幹
5	花崎 成巳	秘書・総合政策課 企画グループ 副主幹
6	堤 大地	秘書・総合政策課 企画グループ 主任
7	佐護 慶一郎	秘書・総合政策課 企画グループ 主事



市民が主役！幸せを実感できるまち

臼 杵 市

まちづくり 基本条例

- ① 緑の山、青い海、肥沃^{*}な大地を次世代に引き継ぎましょう。
- ② 郷土に誇りを持ち、文化や歴史を子孫に伝えましょう。
- ③ 先人の知恵と人情を持ち続け、幸せなまちをつくりましょう。
- ④ 笑顔でこころのゆきかうまちをつくりましょう。
- ⑤ みんなで知恵を出し、汗を流し、主体的に参画する明るいまちをつくりましょう。

※肥沃とは、土地が肥えていて、農作物がよくできること



第 2 次臼杵市総合計画後期基本計画(2020-2024)

2020(令和 2)年 3 月



発行

臼杵市 秘書・総合政策課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

電話(0972)63-1111



日本の心が息づくまち白杵

「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ